

ASBJ、注記を要件に切放し法の継続適用容認

# 四半期特有の会計処理等、 期中会計基準でも適用可能に

企業会計基準委員会（ASBJ）は、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等（期中会計基準等）の開発を行う予定だが、ここで問題となるのが四半期会計基準等で認められていた四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理だ。この点、同委員会では、期中会計基準等についても四半期特有の会計処理等を認める方針を明らかにした。例えば、「有価証券の減損処理に係る切放し法」や「棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法」は、従前から期中会計期末において切放し法を採用している場合には、注記を要件に例外的に継続適用を認めることとしている。

## 企業の報告頻度により年次の経営成績の測定が左右されないことが原則

企業会計基準委員会は3月22日、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」等を公表した。中間会計基準等は、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を踏襲することとしているほか、四半期会計基準等で認められている四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理についても、改正金融商品取引法の施行日（令和6年4月1日）までの期間が短いことから経過措置等により継続して適用できることとしている。

同委員会では、今後、中間決算と四半期決算の取扱いを統一する期中会計基準を開発する予定だが、問題となっているのは四半期会計基準等で認められていた四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理だ。国際的な会計基準であるIAS第34号「期中財務報告」においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており、日本基準においても同原則を採用

することとしている。このため、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とした場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある項目として挙げられるのが、①有価証券の減損処理に係る切放し法、②棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法、③一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理、④未実現損益の消去における簡便的な会計処理の4つであり、期中会計基準等の開発の際には、これら4つの会計処理の取扱いの変更が必要とされていた。

しかし、中間会計基準等の公開草案へのコメントでは、財務諸表作成者からは、実務負担の観点から、期中会計基準等にも中間会計基準等に盛り込まれた経過措置（4つの会計処理）の取扱いを認めるべきとの意見が多く寄せられていたため、期中会計基準等に盛り込むことができるか否か検討を行っている。